

# 熊本県公報

第13113号  
令和4年(2022年)  
3月22日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 特定養殖共済義務加入に係る契約締結申込みの同意成立…………… (団体支援課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 熊本県景観計画の変更…………… (都市計画課) 2
- 荒尾都市計画道路の変更…………… ( ) 2
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( ) 2
- 土砂災害警戒区域の指定…………… ( ) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( ) 4
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( ) 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… ( ) 7
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… ( ) 7
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( ) 8
- 土砂災害警戒区域の指定…………… ( ) 8
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( ) 8
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… ( ) 10
- 管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の  
指定について…………… (薬務衛生課) 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 11
- 令和4年度(2022年度)前期技能検定の実施…………… (労働雇用創生課) 11
- 公共測量の終了…………… (監理課) 14
- 公共測量の終了…………… ( ) 14
- 基本測量の実施…………… ( ) 15
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 15
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( ) 16
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( ) 16
- 宝石さんごの採捕制限…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 17

## 告 示

### 熊本県告示第211号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。  
令和4年(2022年)3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

(養殖業の種類) くるまえび養殖業

名称	区域
維和加入区	上天草市大矢野町維和の地区

### 熊本県告示第212号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
令和4年(2022年)3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地字深谷10288番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字深谷10288番1（次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第213号**

熊本県景観計画（平成20年（2008年）1月18日熊本県告示第36号）を変更したので、景観法（平成16年法律第110号）第9条第8項において準用する同条第6項の規定により次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年（2022年）3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 効力の発生する日  
令和4年（2022年）4月1日
- 縦覧場所  
熊本県土木部道路都市局都市計画課

**熊本県告示第214号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年（2022年）3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 都市計画の種類  
荒尾都市計画道路
- 都市計画の変更に係る土地の区域  
荒尾市原万田字松葉、字妙見、字袴嶽、字水ノ手、字辻、字星ヶ谷及び字倉懸の各一部
- 縦覧場所  
熊本県土木部道路都市局都市計画課

**熊本県告示第215号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年（2022年）3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小倉川2	宇城市不知火町長崎	別図1のとおり	土石流
松ヶ迫	宇城市豊野町上郷	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第216号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年（2022年）3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
寺村川	宇城市豊野町下郷	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
古屋敷2	宇城市不知火町永尾	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
南萩尾2	宇城市松橋町萩尾	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
瓦谷1	宇城市豊野町山崎	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
瓦谷2	宇城市豊野町山崎、 宇城市松橋町浦川内	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
山崎(C)	宇城市豊野町山崎	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
山崎(D)	宇城市豊野町山崎	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
上巢林4	宇城市豊野町巢林	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
杉園	宇城市豊野町上郷	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
洗谷	宇城市豊野町上郷	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
今古閑1	宇城市豊野町中間	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
今古閑2	宇城市豊野町中間	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
田ノ平5	宇城市豊野町上郷	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり

(別図1から別図13は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第217号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年（2022年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
扇野	山鹿市菊鹿町山内	別図1のとおり	土石流
上良2	山鹿市菊鹿町山内	別図2のとおり	土石流
鯉淵	山鹿市菊鹿町山内	別図3のとおり	土石流
山の口	山鹿市菊鹿町山内	別図4のとおり	土石流
山中	山鹿市菊鹿町五郎丸	別図5のとおり	土石流

西谷	山鹿市菊鹿町五郎丸	別図6のとおり	土石流
----	-----------	---------	-----

(別図1から別図6は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第218号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年（2022年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
栗拂	山鹿市菊鹿町山内	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
日向	山鹿市菊鹿町山内	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
山田	山鹿市菊鹿町長	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
上良1	山鹿市菊鹿町山内	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
東宮坂	山鹿市菊鹿町相良	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
葎ヶ迫	山鹿市菊鹿町山内	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
原	山鹿市菊鹿町山内	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
上良1	山鹿市菊鹿町山内	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
小畑	山鹿市菊鹿町山内	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
上良2	山鹿市菊鹿町山内	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
下年山	山鹿市菊鹿町上内田	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
小池田	山鹿市菊鹿町上内田	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
西谷1	山鹿市菊鹿町五郎丸	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
西谷2	山鹿市菊鹿町五郎丸	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
椎木迫	山鹿市菊鹿町上永野	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
山田2	山鹿市菊鹿町長	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
打次谷1	山鹿市菊鹿町長	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
打次谷2	山鹿市菊鹿町長	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

花表本	山鹿市菊鹿町長	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
八窪1	山鹿市菊鹿町長	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
山下1	山鹿市菊鹿町長	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
辰口	山鹿市菊鹿町長	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
竈	山鹿市菊鹿町長	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
八窪2	山鹿市菊鹿町長	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
若宮	山鹿市菊鹿町下内田	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
上日岡	山鹿市菊鹿町下内田	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
長谷原	山鹿市菊鹿町下内田	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
下日渡	山鹿市菊鹿町下内田	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
琵琶首	山鹿市山鹿市上内田	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
寺村	山鹿市菊鹿町太田	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
疋田1	山鹿市菊鹿町上永野	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
疋田2	山鹿市菊鹿町上永野	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
西町	山鹿市菊鹿町上永野	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
辺田目1	山鹿市菊鹿町下永野	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
内田ノ上	山鹿市菊鹿町下内田	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり

(別図1から別図35は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第219号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年（2022年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
瀬ノ浦	山鹿市鹿央町岩原	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
檜原	山鹿市鹿央町合里	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり

五社	山鹿市鹿央町合里	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
古閑前	山鹿市鹿央町合里	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
六路	山鹿市鹿央町広	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
光廣	山鹿市鹿本町御宇田	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
上村	山鹿市鹿本町御宇田	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
坂の上	山鹿市鹿央町岩原	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
城ヶ鼻2	山鹿市鹿央町岩原	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
桑鶴C	山鹿市鹿央町岩原	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
牟田屋敷	山鹿市鹿央町持松	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
谷田	山鹿市鹿央町持松	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
土穴	山鹿市鹿央町中浦	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
後谷	山鹿市鹿央町中浦	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
雨付	山鹿市鹿央町梅木谷	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
南汁出	山鹿市鹿央町合里	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
五丁分	山鹿市鹿央町合里	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
七夕	山鹿市鹿央町合里	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
北原	山鹿市鹿央町岩原	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
北井	山鹿市鹿央町合里	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
前畑	山鹿市鹿央町合里	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
日ノ口	山鹿市鹿央町合里	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
向原	山鹿市鹿央町合里	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
古閑原3	山鹿市鹿央町合里	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
古閑原4	山鹿市鹿央町合里	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
吉井	山鹿市鹿央町合里	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり

重富屋敷	山鹿市鹿央町千田	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
男山	山鹿市鹿央町千田	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
中屋敷	山鹿市鹿央町千田	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
乙貝	山鹿市鹿央町広	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
辺田4	山鹿市鹿央町千田	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
吉口A	山鹿市鹿央町梅木谷	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
境谷	山鹿市鹿央町梅木谷	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
吉口B	山鹿市鹿央町梅木谷	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
本村1-8	山鹿市鹿央町霜野	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
本村1	山鹿市鹿央町霜野	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり

(別図1から別図36は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第220号**

平成20年(2008年)3月26日熊本県告示第230号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年(2022年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
枝川内	山鹿市鹿北町芋生	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
枝川内1	山鹿市鹿北町芋生	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1から別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第221号**

平成23年(2011年)12月27日熊本県告示第1297号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年(2022年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下中-1	山鹿市鹿北町岩野	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
下中-2	山鹿市鹿北町岩野	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
三楠2	山鹿市鹿北町岩野	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

(別図1から別図3は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第222号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年（2022年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下中-1	山鹿市鹿北町岩野	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
下中-2	山鹿市鹿北町岩野	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
三楠2	山鹿市鹿北町岩野	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
枝川内	山鹿市鹿北町芋生	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
枝川内1	山鹿市鹿北町芋生	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

(別図1から別図5は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第223号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年（2022年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
永山2	山鹿市菊鹿町池永	別図のとおり	土石流

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第224号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特



別警戒区域を次のとおり指定する。  
 令和4年(2022年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
吉原	山鹿市菊鹿町上内田	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
平1	山鹿市菊鹿町上内田	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
平2	山鹿市菊鹿町上内田	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
横尾1	山鹿市菊鹿町上永野	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
宇曾	山鹿市菊鹿町上内田	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
横尾2	山鹿市菊鹿町阿佐古	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
宮本	山鹿市菊鹿町阿佐古	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
永山1	山鹿市菊鹿町池永	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
浦田	山鹿市菊鹿町松尾	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
山田	山鹿市菊鹿町上内田	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
佐原	山鹿市菊鹿町上内田	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
下佐原1	山鹿市菊鹿町上内田	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
割石1	山鹿市菊鹿町上内田	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
割石2	山鹿市菊鹿町上内田	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
下佐原2	山鹿市菊鹿町上内田	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
山ノ神	山鹿市菊鹿町上内田	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
犬丸1	山鹿市菊鹿町上永野	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
横尾3	山鹿市菊鹿町上永野	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
女石1	山鹿市菊鹿町池永	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
女石2	山鹿市菊鹿町池永	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
酒造野	山鹿市菊鹿町池永	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
園田	山鹿市菊鹿町池永	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり

銭瓶塚	山鹿市菊鹿町木野	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
坂本	山鹿市菊鹿町池永	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
松古閑	山鹿市菊鹿町池永	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
平原	山鹿市菊鹿町木野	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
大古井	山鹿市菊鹿町松尾	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
横枕	山鹿市菊鹿町松尾	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
小鶴	山鹿市菊鹿町米原	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
竹の下1	山鹿市菊鹿町松尾	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
竹の下2	山鹿市菊鹿町松尾	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
焼山1	山鹿市菊鹿町松尾	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
焼山2	山鹿市菊鹿町松尾	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
鎌研	山鹿市菊鹿町松尾	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
政子の前	山鹿市菊鹿町木野	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
馬洗湊	山鹿市菊鹿町木野	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
上野田	山鹿市菊鹿町米原	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
堂の下1	山鹿市菊鹿町米原	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
堂の下2	山鹿市菊鹿町米原	別図39のとおり	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり

(別図1から別図39は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第225号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年(2022年)3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

**下広瀬地区急傾斜地崩壊危険区域**

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	阿蘇郡小国町	大字宮原字影ノ木	895
2	〃	〃	〃
3	〃	〃	〃
4	〃	〃	905-6

5	〃	〃	〃
6	〃	〃	905-5
7	〃	〃	905-4

**熊本県告示第226号**

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項に規定する管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定したので告示する。  
 令和4年（2022年）3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 講習会の主催者の名称及び所在地
  - (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
  - (2) 所在地 東京都江東区有明三丁目7番26号
- 2 講習会の日程等
  - (1) 日程 令和4年（2022年）8月22日（月）、8月29日（月）及び9月5日（月）
  - (2) 講習科目
    - ア 公衆衛生
    - イ 理容所又は美容所の衛生管理
  - (3) 講習会の会場 ぐまもと県民交流会館「パレア」（熊本県熊本市中央区手取本町8番9号 テトリアぐまもとビル）
  - (4) 受講料 16,000円

**公 告**

**熊本県公告第189号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
 令和4年（2022年）3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 合志市御代志字小池823番2  
 4,914.21平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 熊本市中央区八王寺町3番4号  
 株式会社愛和不動産

**熊本県公告第190号**

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により令和4年度（2022年度）前期技能検定を実施するため、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により次のとおり公示する。  
 令和4年（2022年）3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 実施職種（作業）
  - (1) 1級及び2級
 

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、めっき（溶融亜鉛めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石積み作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床

仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、化学分析(化学分析作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

- (2) 単一等級  
路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール作業)

- (3) 3級  
園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建築大工(大工工事作業)、化学分析(化学分析作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって行います。

3 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料

次の(ア)から(エ)までに掲げる受検者の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

(ア) (イ)から(エ)までに掲げる者以外の受検者 1職種につき18,200円

(イ) 実技試験の2級又は3級を受けようとする者であつて、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において25歳未満であり、かつ、受検の申請の日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者である受検者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及び(エ)に掲げる者を除く。) 1職種につき9,200円

(ウ) 実技試験の3級を受けようとする在校生(職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練(職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練(以下「短期訓練課程」という。)を受けている者、同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練(短期訓練課程を除く。)を受けている者(現に雇用されている者を除く。))若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の高等学校、中等教育学校(同法第66条の後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第76条第2項の高等部に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第124条の専修学校若しくは同法第134条第1項の各種学校に在学する者をいう。(エ)において同じ。)である受検者(エ)に掲げる者を除く。) 1職種につき12,100円

(エ) 実技試験の3級を受けようとする在校生であつて、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において25歳未満であり、かつ、受検の申請の日において雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である受検者(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。) 1職種につき3,100円

イ 実施期日

実技試験は、令和4年(2022年)6月7日(火)から令和4年(2022年)9月11日(日)までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、令和4年(2022年)5月31日(火)以降に熊本県職業能力開発協会から公表する。

(2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 1職種につき3,100円

イ 実施期日

等級	検定職種(作業)	実施年月日
3級	園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機	令和4年(2022年)7月10日(日)

	械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、化学分析（化学分析作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）	
1級及び2級	造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）	令和4年（2022年）8月21日（日）
3級	金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）	
1級及び2級	機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、めっき（溶融亜鉛めっき作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、左官（左官作業）、畳製作（畳製作作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）	令和4年（2022年）8月28日（日）
1級及び2級	放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石積み作業）、タイル張り（タイル張り作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（壁装作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）	令和4年（2022年）9月4日（日）
単一等級	路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業）	

※ 学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 本人確認書類

本人確認書類は次のいずれかの書類の写しを添付すること。

(ア) 運転免許証

(イ) 個人番号カード（個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。）

(ウ) その他日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）

(エ) 特別永住者証明書又は在留カード

(オ) 健康保険被保険者証

(カ) 生徒手帳又は学生証（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）

(キ) 外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

- (2) 提出先  
 熊本県職業能力開発協会  
 所在地 〒861-2202  
 熊本県上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内  
 電話 096-285-5818
- (3) 受付期間  
 令和4年(2022年)4月4日(月)から令和4年(2022年)4月15日(金)まで
- (4) 受検申請に関する注意等  
 ア 申請書の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会に交付する。  
 なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。  
 イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。  
 なお、郵送による申請書は、令和4年(2022年)4月15日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法等  
 実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。  
 なお、原則として、受検申請を受け付けた後に申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合は、手数料は返還しない。  
 ただし、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、技能検定を中止又は延期した場合には、本人の申出により受検手数料を返還する。

- 6 合格発表等
  - (1) 合格発表  
 技能検定の合格者の受検番号を、次に掲げる合格発表日に熊本県庁ホームページに掲載する。  
 ア 令和4年(2022年)7月10日(日)に学科試験を実施する検定職種  
 合格発表日 令和4年(2022年)8月26日(金)  
 イ ア以外の日に学科試験を実施する職種  
 合格発表日 令和4年(2022年)9月30日(金)
  - (2) 合格通知  
 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が、合格発表日以降に書面にて通知する。
  - (3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等  
 技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については熊本県知事名の合格証書が交付される。  
 このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他  
 技能検定について不明な点は、熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

**熊本県公告第191号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本県知事から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年(2022年)3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(県営貝州地区 経営体育成基盤整備事業 確定測量)	令和3年(2021年) 12月6日から 令和4年(2022年) 2月28日まで	八代市鏡町貝州地内

**熊本県公告第192号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により南関町長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年(2022年)3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（3級水準測量・数値地形図データファイルの作成）	令和3年（2021年） 6月9日から 令和4年（2022年） 2月28日まで	玉名郡南関町

**熊本県公告第193号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。  
令和4年（2022年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）	令和4年（2022年） 4月1日から 令和5年（2023年） 3月31日まで	熊本県全域
基本測量（国土広域情報修正）	令和4年（2022年） 4月1日から 令和5年（2023年） 3月31日まで	熊本県全域

**熊本県公告第194号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。  
令和4年（2022年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
仮屋 裕一	八代市上片町	八代市宮地町字小畑294番ほか1筆
丸尾 憲遵	八代市日奈久大坪町	八代市催合町字磧下東割76番1ほか2筆
丸尾 憲遵	八代市日奈久大坪町	八代市催合町字磧下東割76番5
田中 快信	八代市日奈久塩北町	八代市水島町字切揚2363番9ほか11筆
唐津 孝行	八代市郡築一番町	八代市昭和日進町字共栄270番1
株式会社タナカ農産	八代市千丁町太牟田	八代市千丁町太牟田字甘竹128番1ほか7筆
フィールドマスター合同会社	八代市鏡町鏡	八代市鏡町鏡字芝口四番割754番1ほか2筆
フィールドマスター合同会社	八代市鏡町鏡	八代市鏡町鏡字宝出四番割898番1ほか12筆
山下 伸一	八代市郡築八番町	八代市郡築八番町139番1ほか1筆
株式会社アグリ日奈久	八代市日奈久新開町	八代市平山新町字北割5708番ほか6筆
株式会社アグリ日奈久	八代市日奈久新開町	八代市本野町字東草場1827番ほか6筆
廣瀬 嗣弘	八代市昭和明徴町	八代市昭和明徴町字創造836番3
株式会社たかき	八代市鏡町貝洲	八代市昭和日進町字日進102番1ほか3筆
池田 翔平	八代市鏡町鏡村	八代市鏡町有佐字高下288番ほか1筆
杉本 禅	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字式六番割1362番1ほか1筆

株式会社たかき	八代市鏡町貝洲	八代市千丁町太傘田字測前314番ほか6筆
吉住 忍	八代市千丁町吉王丸	八代市興善寺町字梅木町321番1ほか2筆
株式会社えびす	八代市鏡町野崎	八代市鏡町野崎字参番割513番ほか4筆
株式会社えびす	八代市鏡町野崎	八代市鏡町野崎字参番割491番1ほか1筆
米田 武生	八代市井揚町	八代市高小原町字本畑割1484番1
農事組合法人天草営農組合	天草市下浦町	天草市下浦町字尾戸1983番1ほか1筆
寺岡 きよみ	天草市下浦町	天草市下浦町字木場3855番ほか3筆
田中 大地	天草市宮地岳町	天草市宮地岳町字坪仁田6861番4
筒井 洋充	天草市有明町大浦	天草市有明町大浦字西ノ河内232番3
竹元 久	天草市新和町小宮地	天草市新和町碓石字早田1157番4
山根 圭一	天草市東町	天草市五和町御領字正ノ塚4390番2
農事組合法人一町田下	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字久浦4157番
農事組合法人楠浦営農組合	天草市楠浦町	天草市楠浦町字大友770番6
農事組合法人楠浦営農組合	天草市楠浦町	天草市亀場町亀川字藤ノ測955番2ほか8筆
株式会社風の庭 Innovation & Co. JAPAN	東京都港区六本木	天草市倉岳町宮田字平尾958番ほか1筆
岳元 常廣	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字前田3481番1ほか2筆
株式会社磯田農園	上天草市大矢野町上	天草市有明町楠甫字前田3481番1ほか2筆

2 認可年月日  
令和4年(2022年)3月15日

**熊本県公告第195号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中嶋 英徳	玉名郡長洲町腹赤	玉名郡長洲町大字上沖洲字西浦浜653番48ほか7筆
中嶋 英徳	玉名郡長洲町腹赤	玉名郡長洲町大字腹赤字大道下1275番ほか2筆
中嶋 英徳	玉名郡長洲町腹赤	玉名郡長洲町大字腹赤字大道下1269番

2 認可年月日  
令和4年(2022年)3月15日

**熊本県公告第196号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)3月22日



熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人秋津営農組合	熊本市東区沼山津	熊本市東区秋津町秋田字計路2775番1ほか5筆
西田 哲治	熊本市南区護藤町	熊本市南区護藤町字八ノ坪3014番2ほか2筆
株式会社アグリ飽田	熊本市南区会富町	熊本市南区会富町字中津井1887番ほか9筆
松岡 信行	熊本市南区護藤町	熊本市南区護藤町字新角田3254番ほか7筆
木村 匡照	熊本市南区富合町碓江	熊本市南区富合町碓江字園田409番ほか2筆
児玉 聖司	阿蘇郡高森町色見	阿蘇郡高森町大字色見字西丁1904番1
農事組合法人秋津営農組合	熊本市東区沼山津	上益城郡益城町大字惣領字駄飼塚2255番
松永 雄治	上益城郡嘉島町上六嘉	上益城郡嘉島町大字上六嘉字今町1779番1ほか2筆
古閑 俊一	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町大野字下天堤1130番
賀久 亨	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町立神字北滑川1458番2
平田 末秋	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町立神字岩立2583番1ほか4筆
園田 公平	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町大野字上天堤2132番1ほか5筆
鋤先 幸司	八代郡氷川町新田	八代郡氷川町新田字船江439番

2 認可年月日

令和4年(2022年)3月15日

**登載依頼**

**天草不知火海区漁業調整委員会指示第190号**

宝石さんご(アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴをいう。以下「宝石さんご」という。)の資源保護のため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、国、地方公共団体若しくは試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

令和4年(2022年)3月22日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

1 指示の内容

熊本県漁業調整規則(令和2年熊本県規則第51号)の別表の天草海において宝石さんごを採捕してはならない。ただし、同規則第40条第1項第24号に規定する海域を除く。

2 指示の有効期間

令和4年(2022年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで。